

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等の不正使用への対応に関する規程

平成20年5月22日

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等取扱規程第11条に基づき、特定非営利活動法人量子化学研究協会（以下「協会」という。）研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等の不正使用に係る内部調査、審理及び判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「不正使用」とは、競争的資金等について規定する法令や関係規程等に違反する使用をいう。

(調査の実施)

第3条 研究所における競争的資金等の不正使用に係る調査は、研究所における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口規程第4条第4項に基づく報告を受けた場合、調査を行う。

- 2 調査については、研究所内に設ける調査委員会が速やかに行うこととし、競争的資金等の不正使用に係る審理及び判定を行う。
- 3 調査委員会の構成は、研究所長を委員長とし、他の委員は当該事案に応じて、委員長が指名する。

(調査)

第4条 調査委員会は、調査の実施に当たっては、調査チームを設置することができる。

- 2 調査チームの構成は次に掲げる者とし、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。
 - (1) 通報された当該事案に関係する部門長
 - (2) その他調査委員会が指名する者
- 3 調査チームは、調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 帳票類等、関係資料の調査
 - (3) その他必要な事項の調査等
- 4 調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
- 5 前項の措置をとる場合には、調査委員会は事前に研究所長の承諾を得るものとする。
- 6 調査においては、被通報者に、書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査に係る関係資料等については、調査チームリーダーが保存し、当該競争的資金等の資金配分機関及び研究所管理責任者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 8 調査委員会及び調査チームは、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者

が特定されないように十分に配慮しなければならない。

(審理及び判定)

- 第5条 調査チームは、調査の開始後、原則として90日以内に調査結果をまとめ、調査委員会に報告するものとする。
- 2 調査委員会は、前項の報告についてその内容等を審理し、不正使用の有無について判定する。
 - 3 調査委員会は、不正使用が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第6条 委員会は、前条の判定を行ったときは、判定結果を研究所管理責任者に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた研究所管理責任者は、判定結果を速やかに最高管理責任者に報告し、その意見を求めたうえで、通報者、被通報者に通知するものとする。
 - 3 最高管理責任者または研究所管理責任者は、判定結果を当該競争的資金等の資金配分機関に報告するものとする。
 - 4 前条第3項の認定が行われた場合、最高管理責任者または研究所管理責任者は通報者の所属機関の長に対し、調査結果を通知することができる。
 - 5 当該資金配分機関の求めがあった場合には、研究所管理責任者は、調査委員会による調査が終了していない場合であっても、調査の中間報告を行うことができるものとする。

(不服申し立て)

- 第7条 被通報者は、第6条第2項の判定の結果に不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から60日以内に、調査委員会に対して不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申し立ての審査は、前項による不服申し立ての受理後30日以内に調査委員会において行う。
 - 3 被通報者からの不服申し立ての趣旨が、調査チームの構成など、公正性に係るものであった場合には、調査委員会の判断により、調査チームに代えて、調査委員会が指名した他の者(以下「審査員」という。)に再調査させることができる。
 - 4 調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定するものとする。この場合において、不服申し立てが認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
 - 5 調査委員会が、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を研究所管理責任者に報告する。
 - 6 調査委員会が不服申し立てに係る事案の再調査を行う決定をしたときは、速やかに調査チーム又は審査員に申し立てに基づく再調査を指示するとともに、当該決定を研究所管理責任者に報告する。

- 7 調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合は、原則として60日以内に、不服申し立てに基づく再調査の結果をまとめ、調査委員会に報告しなければならない。
- 8 前項の報告を受けた調査委員会は、速やかにその内容等を審理し、不正使用の有無について再判定し、研究所管理責任者に報告する。
- 9 5項、6項及び8項の報告を受けて、研究所管理責任者は、最高管理責任者の意見を聞いたうえで、その内容を被通報者及び通報者に通知する。
- 10 最高管理責任者または研究所管理責任者は、当該競争的資金等の資金配分機関に対し、その旨を報告する

(通報者の不服申し立て)

- 第8条 通報が悪意に基づくものであると判定された通報者（被通報者の不服申し立てに係る再調査により判定された場合も含む。）は、前条第1項の規定を準用し不服申し立てをすることができる。
- 2 前項の不服申し立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。

(調査結果の公表)

- 第9条 最高管理責任者または研究所管理責任者は、第6条第1項、第2項により、競争的資金等の不正使用の判定について報告を受けた場合は、第7条第1項に定める期間経過後、調査結果を公表することができるものとし、不正使用がなかったとの判定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。
- 2 第5条第3項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、最高管理責任者または研究所管理責任者は、判定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

(調査中における一時的措置)

- 第10条 研究所管理責任者は、調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された競争的資金等の一部又は全部について執行を停止することができる。
- 2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の競争的資金等の交付等を受けている場合も同様とする。

(判定後の措置)

- 第11条 研究所管理責任者は、第6条第1項の報告により競争的研究資金等の不正使用があった場合は、当該調査に係る競争的資金等の使用の中止を命ずるとともに、研究所に所属する被通報者について、必要な処分を行う。
- 2 研究所管理責任者は、第6条第1項の報告により、不正使用と判定された競争的資金等の一部又は全部について、資金配分機関に返還したときは、被通報者に対し求償することができる。

(不正使用が行われていなかったと判定された場合)

第12条 研究所管理責任者は、第6条第1項の報告により、不正使用が行われていなかったと判定された場合は、第10条に規定した執行の停止を解除するものとする。また、第4条第4項の証拠保全の措置についても同様とする。

2 調査委員会は、不正使用が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、調査チーム、その他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者等の調査関係者に対し、周知する事とする。

3 研究所管理責任者は、不正使用が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置、及び不利益が生じないための措置を講じることとする。

4 研究所に勤務する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、研究所管理責任者は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

5 協会の会員である通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、最高管理責任者は、定款に従い必要な処分を行う。

(守秘義務)

第13条 調査委員会の構成員、調査チーム及び審査員その他この規程に基づき不正使用の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査への協力)

第14条 協会の構成員は、予備調査チーム、調査チーム、委員会又は審査職員から調査の協力を依頼された場合は、調査に協力しなければならない。

(特例)

第15条 最高管理責任者や研究所管理責任者が被通報者になった場合は、理事会で対応する。

(雑則)

第16条 この規程で定めるもののほか、競争的資金等の不正使用への対応に関して必要な事項は、別に定める。